

広島県告示第十三号

平成三十年広島県告示第十二号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める一般納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・九二八九六五五六四四七八三」を「〇・九二五四八一六八六四五八四」に改める。